

いざという時!!

# 非常用 自家発電設備は稼働しますか？



発電設備には、常に性能維持し定期的な法令点検が義務付けされ結果を報告しなければなりません。  
近年の災害や安全使用のため点検・整備はユーザー（設置者）の責任です。  
また、発電設備が技術基準に適合しなかったり法令点検等が行われていない場合、**虚偽の報告をされると罰則等が科せられます。**



専門技術者がおりますので、

**TSエンジニアリング** に  
お任せください!



**2018年6月1日より、自家発電設備の点検方法が改正されました。**

停電をさせ実負荷をかける、模擬の負荷をかける、または、内視観察をしなければなりません。  
機器点検・総合点検に合わせ整備をしなければなりません。  
各法には、つぎのような罰則があります。

### 電気事業法

技術基準に適合しないと認められる  
発電設備の設置者  
電気事業法第40条

**技術基準への改善命令  
又は、使用制限**

### 消防法

検査報告をしない者又は虚偽の報告をした者  
消防法第44条11号  
上記従業者の法人 消防法第45条3号

**30万以下の罰金又は拘留、  
最高1億円の罰金  
(併科あり)**

### 建築基準法

検査報告をしない者又は  
虚偽の報告をした者  
建築基準法第101条

**100万円以下の罰金**

こちらもご参照ください >



[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_20.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_20.html)



## 発電設備の法定点検・定期点検・模擬負荷試験・設置工事もお任せ下さい!

発電設備の法定点検・定期点検・模擬負荷試験・設置工事もお任せ下さい!  
模擬負荷場合、弊社では40~50%負荷をかける事をお薦めします。  
弊社では、各有資格者による専門的な知識・技術を持って取組みお客様に安全で頼りになる、いざという時!!の発電設備の点検整備を行います。

点検をどこかに、  
頼みたい

詳しい事を  
聞きたい

どこに、聞けば  
いいのか判らない



**075-311-1593**

受付/月~金 (休・祝除く) 9:00~17:00

こんな時は、**TSエンジニアリング**へ  
ご相談下さい。



株式会社 TSエンジニアリング  
〒615-0812 京都市右京区西京極大門町24-1  
<https://tseng.co.jp/>